［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

（通信課長）

第六十二条　通信課長は、次に掲げる職務を行う。

一　通信、暗号及び写真に関すること。

二　電波の使用及び監理に関すること。

三　通信関係の部隊に関すること。

四　その他中央即応集団司令官から命ぜられた事項に関すること。

（民生協力課長）

第六十三条　民生協力課長は、次に掲げる職務を行う。

一　陸上自衛隊の部隊等が自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三条第二項第二号に掲げる活動を円滑に実施するために行う、当該活動が実施される外国の住民その他の関係者の理解及び協力を確保するための業務に関する見積り及び計画に関すること。

二　その他中央即応集団司令官から命ぜられた事項に関すること。

（報道官）

第六十四条　中央即応集団司令部に、報道官一人を置く。

2　報道官は、陸上自衛官をもつて充てる。

3　報道官は、中央即応集団司令官の命を受け、広報に関する事務を行う。

（医務官）

第六十五条　中央即応集団司令部に、医務官一人を置く。

2　医務官は、陸上自衛官をもつて充てる。

3　医務官は、中央即応集団司令官の命を受け、次に掲げる事務を行う。

一　保健衛生及び医療に関すること。

二　適性検査に関すること（人事部の所掌に属するものを除く。）。

三　衛生器材の補給、保管及び整備に関すること。

四　衛生器材及び衛生器材に関する役務の調達に関すること。

五　衛生器材の制式及び規格の改善並びに標識に関すること。

（法務官）

第六十六条　中央即応集団司令部に、法務官一人を置く。

2　法務官は、陸上自衛官をもつて充てる。

3　法務官は、中央即応集団司令官の命を受け、懲戒に関する法令の適用の指導に関する事務、訴訟に関する事務、例規案その他特に命ぜられた重要な文書の審査に関する事務並びに法令の調査及び研究に関する事務を行う。

（幕僚幹事）

第六十七条　中央即応集団司令部に、幕僚幹事を置く。

2　幕僚幹事は、陸上自衛官をもつて充てる。

3　幕僚幹事は、幕僚長の行う第五十条に規定する事務について補佐し、かつ、幕僚長の命を受け、事務管理の改善、報告統制その他幕僚長から命ぜられた事務を行う。

（副官）

第六十八条　中央即応集団司令部に、所要の副官を置く。

2　副官は、陸上自衛官をもつて充てる。

3　副官は、中央即応集団司令官又は中央即応集団副司令官の庶務をつかさどる。